

令和2年4月10日

会 員 各 位

神戸市医師会新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 置塩 隆

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 神戸市がん検診等における対応について

国より、新型コロナウイルス感染症に関して緊急事態宣言が発出され、兵庫県がその対象地域とされました。

また、令和2年4月8日付で厚生労働省保険局通知が発出され、非常事態宣言対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査・特定保健指導・高齢者健康診査について、少なくとも緊急事態宣言の期間において行わないこととなりました。

上記通知を踏まえて、神戸市より個別医療機関において実施する、各種検診等についての中止の通知が寄せられております。

つきましては、大変急ではありますが、各種検診については中止の対応をお願い申し上げます。

記

1 神戸市がん検診等の中止について

指定医療機関における以下の検診等の中止をお願いいたします。

※ただし、やむを得ず検診等に対応する場合は、医療機関での感染対応に特に注意を払っていただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 神戸市がん検診

①胃がん検診（胃内視鏡）

②肺がん検診

③子宮頸がん検診

④乳がん検診

(2) 肝炎ウイルス検査

(3) 風しん抗体検査

2 中止の期間

緊急事態宣言の期間中（本日現在で、令和2年5月6日までとされている）

※緊急事態宣言の期間が延長される場合もある。

※中止の場合や再開の場合は、あらためて周知する。

3 がん検診受診券の取り扱い

(1) 40歳総合健診受診券

令和2年4月末・5月末に有効期限を迎える方（41歳の誕生日の月末が令和2年4月・5月の方）については、受診券の有効期限を3か月間延長となる。40歳総合健診受診券はそのまま利用可（延長手続等は不要）。

(2) 各種がん検診に係る無料受診券

有効期限を迎える各種がん検診の無料受診券については、有効期限を令和2年7月31日まで延長する。無料受診券はそのまま利用可（延長手続等は不要）。